

第三次長野市教育振興基本計画策定の主旨

■ 計画の位置づけ

教育基本法第 17 条第 2 項に基づく、長野市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として策定し、第二次計画に引き続き、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 第 1 項に基づく「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」とする。

第 5 次長野市総合計画と整合した教育分野の計画とする。

※教育基本法

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

■ 計画の期間

令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間

■ 長野市教育の基本理念

明日を拓く深く豊かな人間性の実現

長野市は 市民の皆様とともに

広い視野から 思いやりの心を育み

自律心や豊かな情操 創造力を養い

自然と文化あふれる郷土に 誇りを抱き

明日を拓くための 深く豊かな人間性の実現をめざします

これは、昭和 62 年 5 月に制定、平成 23 年 12 月に一部改訂された「長野市教育大綱」であり、学校教育を中心に、本市教育の根底に流れる基本理念として引継がれてきた。

平成 26 年 6 月に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、これまでの「長野市教育大綱」を、「教育振興基本計画」の基本理念として位置付け、その計画を「長野市教育大綱」とした。

「長野市教育の基本理念」は、「長野市教育大綱」として制定された当初から色あせることなく、現代の大きな動きの中にあっても対応できる本市教育の柱であり、根底に流れる普遍的な価値を持つ施策の基本指針として長きにわたり受け継いできているものである。

■ 計画策定に向けた主な視点

普遍的な「長野市教育の理念」に対し、新たな視点を持つことで現状求められる計画を策定するため、次の変動する社会的背景や課題について反映する。

1 教育を取り巻く社会的背景

SDGs:「持続可能な開発目標」(SDGs)をはじめとする社会の持続的な成長発達を目標とする国際的な動きを踏まえた、持続可能な社会の担い手を育む教育(ESD)の実践が重要となっている。

Society5. 0:急速な技術革新による ICT(情報通信技術)の普及による超スマート社会の到来。

社会活動を活発にし、生活に豊かさをもたらす。一方、扱い方により悪影響をもたらすこともあるため、真に必要な情報を多くの中から選択し、正しく利用する力が必要となっている。

学校教育では、児童生徒の学習意欲や学力向上、教職員の働き方改革にもつながる。教職員の ICT に関する指導力の向上が急務となっている。

また、生涯学習においては、どこからでもコミュニケーションがとれることで、場所や時間を選ばずに学びたいことを学べるなど様々な効果が期待されている。

多様性の尊重:多様な子どもたちの資質・能力を育成するための、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実、個性的な子どもたちの能力や興味等に合わせた学習への対応が必要とされている。

障害等による特別な教育支援や外国人等で日本語教育が必要な児童生徒、相対的貧困やいじめ、家庭環境などの様々な問題を抱える児童生徒などへの多様なニーズの早期発見、関係機関相互の連携による年齢階層等により途切れることのない継続的な対応が求められている。

2 顕在化している課題

予測困難な時代に対応した教育の実現:多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と子どもたちの多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び」の一体的な充実により、自ら課題を見つけ、自ら学ぶ自立した学習者を育成する。また、自らの思いや言動を自律的に調整できるとともに、他者を尊重する思いやりのある「人間性の向上」を目指す。

新たな学びの場の創造:少子・人口減少社会に対応した、「子どもが主役」の活力ある学校づくりを進める必要がある。個を尊重し、多様性のある集団の中で、発達段階に応じた新たな学びの場の創造を目指す。

施設整備においては、公共施設マネジメント指針を踏まえた施設整備をする。

多様化する個性への対応:多様化・複雑化する家庭・地域などの環境の中で、多様化する児童生徒の個性を認め合い、必要なものには支援できる体制を整える。

不登校児童生徒への支援:個々の児童生徒の実情に応じたきめ細やかな登校支援や ICT 利活用等による学びの保障に努める。地域や専門機関等との連携強化を図り、社会全体で子どもを育てる支援体制を構築する。

子どもの貧困対策：社会的援助を必要とする児童生徒への支援を進め、学びや健やかな成長を支える。従来にも増して施策の重点を見直す。

特別な支援を要する児童生徒への対応：発達障害を抱える等、特別な支援を必要とする児童生徒が増加傾向にある。児童生徒本人のみではなく、背後にある家庭への支援も必要である。

いじめの対応：外部の支援も含めて学校の組織対応力を高め、いじめの未然防止や早期発見、早期解決に努める。

教職員の力量の向上：GIGA スクール構想等、教育の ICT 化への対応、児童生徒に新たな明日を切り拓く力を育成するための教職員研修を実施する。

学校業務のスリム化：教職員の長時間勤務を解消し、子どもと向き合う時間を確保する。学校の負担軽減のため、地域社会との協働・分担を進める。

家庭・地域の教育力の向上：

⇒ **地域や家庭の状況の変化：地域コミュニティの変化**

学校との連携・協働・分担の推進

家庭や、地域コミュニティが新しい価値観のもとで変化している。新たな親子像としての親子の情愛、心豊かな家庭の温かさのある生活に繋げる。

生涯学習への取組：人生 100 年時代の中、世代を超え主体的に「学び」に挑戦し、探求する機会を整える。生涯において学び、学びを活かし、豊かな生活に繋げる。

文化遺産の把握・保護・活用：未指定文化財を含む文化財の把握・保護を進めるとともに、文化財の現状分析と持続可能な保存活用及び伝統文化の継承に向けた取組を進める。

3 教育振興基本計画の管理と評価

教育振興基本計画は毎年地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に基づき、毎年度点検・評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の推進を図る。

また、結果について、報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することで市民への説明責任を果たし、信頼される教育行政の推進を図る。

4 第2次教育振興基本計画からの変更点

キーワードは「協働」

教育を取り巻く社会的背景や顕在化する様々な課題がある中、これまでの「連携」を超え、家庭や地域、福祉関係局、その他多くの専門的な機関同士がさらに力を合わせ活動していく「協働」が必要となっている。

また、国の第 3 期教育振興基本計画（平成 30 年度から令和 4 年度）においても「協働」は、教育施策の重点事項の一つとなっている。

さらに、令和 3 年 1 月の中央教育審議会の答申では、「全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現」として、子ども同士で、あるいは多様な他者と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」の充実の重要性が記されている。

文化芸術及びスポーツ関係について

「文化スポーツ振興部」として市長部局に移管され、すでにそれぞれの個別計画に基づき施策を推進している。

これまでの第二次教育振興基本計画でも教育分野に関する事業以外は、個別計画に沿うとし教育分野と連携する施策のみ掲載してきた。

教育振興基本計画及び「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」は地域の実情に応じ策定できることから、文化芸術及びスポーツ関係施策については、それぞれの個別計画に委ね、教育分野に連携する施策は、項目出しをせず、各担当の施策の中に含め記述する。

第三次長野市教育振興基本計画施策体系(素案)

目指す姿	長野市教育の基本理念	明日を拓く深く豊かな人間性の実現
------	------------	------------------

基本的方向	基本施策	施策
基本的方向1 ○ 次世代を担う子どもたちの「生きる力」の育成	1-1 子どもたちの「生きる力」を育成する教職員の力量の向上	1-1-1 教職員研修の充実
	1-2 乳幼児期からの段階に応じた教育の充実	1-2-1 乳幼児期の教育の充実 1-2-2 小・中学校の教育の充実 1-2-3 高等学校・大学等の教育の充実 1-2-4 幼・保・小・中・高の連携の充実
	1-3 安心・安全な教育環境の整備	1-3-1 安心・安全な学校施設の整備 1-3-2 子どもたちの健康の保持・増進 1-3-3 日常の安心・安全の向上 1-3-4 少子・人口減少社会に応じた活力ある学校づくりの推進
	1-4 一人一人を大切にする教育の推進	1-4-1 個々の実態に応じた相談体制の充実 1-4-2 特別支援教育の充実 1-4-3 社会的援助を必要とする子どもへの支援
基本的方向2 ○ 地域に支えられ、親と子が共に学び育ち合う環境の充実	2-1 家庭・地域・学校の連携・協働による教育力の向上	2-1-1 家庭の教育力の向上 2-1-2 地域の教育力の向上 2-1-3 家庭・地域・学校の連携と協働の拡充
	2-2 地域が子どもの育ちを支える環境の充実	2-2-1 放課後子どもプランの拡充 2-2-2 少子・人口減少社会に応じた活力ある学校づくりの推進(再掲)
基本的方向3 ○ 生きがいを求め、社会に参画する力を高める学びの機会の充実	3-1 学びの機会を支える生涯学習環境の充実	3-1-1 生涯学習センター・公民館の充実 3-1-2 図書館・博物館その他生涯学習施設の充実
	3-2 豊かな生活につながる生涯学習の推進	3-2-1 学習成果を生かした地域づくりへの参加促進 3-2-2 高齢者や障害者の豊かな生活の支援 3-2-3 人権尊重・男女共同参画の推進
基本的方向4 ○ 多彩な文化・スポーツ遺産を継承・創造し、全ての市民が享受できる文化力の向上	4-1 多彩な資源を生かした文化芸術・スポーツ創造環境の構築	4-1-1 文化芸術活動への支援と文化の創造 4-1-2 歴史・文化遺産の活用と継承 4-1-3 生涯スポーツの振興
	4-2 国際交流・多文化共生の推進	4-2-1 国際交流の推進 4-2-2 多文化共生の推進

キーワード：協働

教育を取り巻く社会的背景

- 持続可能な社会（SDGs）の実現
- Society5.0：GIGAスクール構想、ICTを活用した教育の推進
- 多様性の尊重・個別最適化：多様な子どもたちの資質・能力を育成するための、個別最適な学びと社会とつながる協働的な学びの実現

等

顕在化してきている課題

- 予測困難な時代に対応した教育の実現
- 新たな学びの場の創造
- 多様化する個性への対応
- 不登校児童生徒への支援
- 子どもの貧困対策
- 特別な支援を要する児童生徒への対応
- いじめの対応
- 教職員の力量の向上
- 学校業務のスリム化
- 家庭・地域の教育力の向上
- 生涯学習への取組
- 文化遺産の把握・保護・活用

等

基本的方向	基本施策	想定される施策
基本的方向1 ○ 子どもたちの「生きる力」を育成する学校づくりの推進 【第1部会 学校教育系】	1-1 子どもたちの「生きる力」を育成する教職員の資質・能力の向上	教職員研修の充実
	1-2 発達段階に応じた教育の充実	家庭・地域・企業との協働による学童期・青年期の教育の充実 青年期の教育の充実と高等教育機関との連携 IT業界・高等教育機関等との協働による情報化教育の充実 個別最適化された学びの推進 社会に開かれた学校教育の推進
	1-3 安心・安全な教育環境の整備	安心・安全な学校施設の整備 保健・医療分野との協働による健康の保持・増進 地域と協働した安心・安全な環境づくりの推進 少子・人口減少社会に応じた活力ある学校づくりの推進
	1-4 一人一人を大切にする教育の推進	多様な機関との協働による相談体制の充実 保健・医療業界との協働によるインクルーシブ教育の充実 社会的援助を必要とする子どもへの支援の充実
基本的方向2 ○ 共に学び育つ地域づくりの推進 【第2部会 子育て支援系】	2-1 家庭・地域・学校の連携・協働による教育力の向上	家庭の教育力の向上 地域の教育力の向上 保健所・保育園・幼稚園との協働による乳幼児期の教育の充実 家庭・地域・事業所・学校との連携・協働の推進
	2-2 子どもの育ちを地域で支える環境の整備	「放課後子ども総合プラン」の充実 魅力あふれる地域づくりへの参画の促進
基本的方向3 ○ 社会参画と生涯学習の環境づくりの推進 【第3部会 生涯学習系】	3-1 豊かな生活につながる生涯学習の推進	人権尊重・男女共同参画の推進 多様なニーズに応じた学びの保障
	3-2 学びの機会を支える生涯学習環境の整備	生涯学習センター・公民館・交流センターの充実 図書館・博物館その他生涯学習施設の充実
	3-3 魅力あふれる歴史・文化遺産の保護・活用	未指定文化財を含む文化財の把握と保護 文化財の保存活用と継承

第三次教育振興基本計画（素案）

基本的方向1	子どもたちの「生きる力」を育成する学校づくりの推進
基本施策1	子どもたちの「生きる力」を育成する 教職員の資質・能力の向上 教職員研修の充実
基本施策2	発達段階に応じた教育の充実 家庭・地域・企業との協働による学童期・青年期の教育の充実 青年期の教育の充実と高等教育機関との連携 IT業界・高等教育機関との協働による情報化教育の充実 個別最適化された学びの推進 社会に開かれた学校教育の推進
基本施策3	安心・安全な教育環境の整備 安心・安全な学校施設の整備 保健・医療分野との協働による健康の保持・増進 地域と協働した安心・安全な環境づくりの推進 少子・人口減少社会に応じた活力ある学校づくりの推進
基本施策4	一人一人を大切にする教育の推進 多様な機関との協働による相談体制の充実 保健・医療業界との協働によるインクルーシブ教育の充実 社会的援助を必要とする子どもへの支援の充実

基本的方向2	共に学び育つ地域づくりの推進
基本施策1	家庭・地域・学校の連携・協働による 教育力の向上 家庭教育力の向上 地域の教育力の向上 保健所・保育園・幼稚園との協働による乳幼児期の教育の充実 家庭・地域・事業所・学校との連携・協働の推進
基本施策2	子どもの育ちを地域で支える環境の整備 「放課後子ども総合プラン」の充実 魅力あふれる地域づくりへの参画の促進

基本的方向3	社会参画と生涯学習の環境づくりの推進
基本施策1	豊かな生活につながる生涯学習の推進 人権尊重・男女共同参画の推進 多様なニーズに応じた学びの保障
基本施策2	学びの機会を支える生涯学習環境の整備 生涯学習センター・公民館・交流センターの充実 図書館・博物館その他生涯学習施設の充実
基本施策3	魅力あふれる歴史・文化遺産の保護・活用 未指定文化財を含む文化財の把握と保護 文化財の保存活用と継承

第三次生涯学習推進計画（素々案）

施策1	人生100年時代を見据えた学びの環境づくり
体系1	ライフステージと学び 乳幼児期の教育・保育の指針高齢者福祉計画 ライフステージに応じた学びの機会の充実 ライフステージをつなぐ多世代の学びの機会の充実 多世代による学びの機会の充実
体系2	現代社会に対応した学び 高度情報化基本計画 高度情報化に対応する学習機会の充実 キャリア・アップ、リカレント教育等の推進 持続可能な産業振興のための学習機会の充実
施策2	共に学びあう地域づくりの推進
体系1	文化芸術・生涯スポーツの振興と健康づくりの推進 文化芸術振興計画 スポーツ推進計画・ながの健やかプラン21 文化芸術の振興、文化財・伝統行事の保護と伝承 生涯スポーツの振興 保健・医療分野との協働による健康づくり講座の充実
体系2	市民との協働によるまちづくりの推進 都市内分権推進計画 魅力ある街の姿を多様な市民がともに考える機会の充実 百年後に残したい持続可能な街のあり方を市民がともに考える機会の充実 地域・市民との協働による街づくりの推進
体系3	互いを認め合う豊かな社会を作るための学びの推進 男女共同参画基本計画 男女共同参画の推進 人権教育の推進 国際交流活動の推進 外国籍住民との協働的学びの推進 性的少数者との協働的学びの推進
体系4	安心して暮らし次世代に伝えられる社会・環境の学びの推進 環境基本計画地域防災計画 環境学習の推進 防災学習・交通安全学習の推進 消費者の権利と安全のための学習の推進 エシカル消費の学習の推進
体系5	ボランティア活動の推進と、地域との協働支援 地域福祉計画 ボランティアの育成 ボランティア情報の収集と提供 ボランティア活動の活性化 市民との協働による社会的課題の発見
体系6	「学び」を伝え、地域に生かすための取り組みの推進 グループ・サークル、社会教育関係団体の育成 学習成果の発表の場の充実 学習指導者の養成
体系7	家庭・地域・学校の連携・協働による教育力の向上 家庭の教育力の向上 地域の教育力の向上 家庭・地域・学校・事業所の連携・協働の充実

施策3	社会参画を支える体制づくり
体系1	生涯学習推進体制の整備 団体・事業所等との協働による生涯学習推進体制の整備
体系2	生涯学習支援の充実 学習情報の収集と提供 学習機会の提供
体系3	生涯学習施設の充実 長野市立図書館基本計画 生涯学習センターの充実 市立公民館・交流センターの充実 図書館の充実 博物館その他生涯学習施設の充実
体系4	地域活動への支援 地域活動への支援

第二次生涯学習推進計画（現行）

施策1 市民のニーズに応える学習環境づくり

体系1 ライフステージに応じた学び

乳幼児期の教育・保育の指針
高齢者福祉計画

- 1-1-1乳幼児期の学び
- 1-1-2青少年期の学び
- 1-1-3成人期の学び
- 1-1-4高齢期の学び

体系2 現代社会に対応した学び

高度情報化基本計画

- 1-2-1高度情報化に対応する学習機会の充実
- 1-2-2キャリア・アップ、リカレント教育等の推進
- 1-2-3産業振興のための学習機会の充実

施策2 市民の学びを生かす地域づくり

体系1 文化芸術の振興、文化財・伝統行事の保護と伝承

文化芸術振興計画

- 2-1-1文化芸術の振興、文化財・伝統行事の保護と伝承

体系2 スポーツの振興と健康づくりの推進

スポーツ推進計画

- 2-2-1生涯スポーツの振興
- 2-2-2健康づくり講座の充実

体系3 地域の魅力と住み良いまちづくりの推進

都市内分権推進計画

- 2-3-1地域の魅力と住み良いまちづくりの推進

体系4 男女共同参画の推進、人権意識の高揚

男女共同参画基本計画

- 2-4-1男女共同参画の推進
- 2-4-2人権教育の推進

体系5 国際化・多文化共生の推進

- 2-5-1国際交流活動の推進
- 2-5-2多文化共生の推進

体系6 環境・防災意識の高揚、消費生活の安全確保

環境基本計画
地域防災計画

- 2-6-1環境学習の推進
- 2-6-2防災学習・交通安全学習の推進
- 2-6-3消費者の安全確保の推進

体系7 ボランティア活動の推進

地域福祉計画

- 2-7-1ボランティアの育成
- 2-7-2ボランティア情報の収集と提供
- 2-7-3ボランティア活動の活性化

体系8 学習成果を生かした地域づくりへの参加促進

- 2-8-1グループ・サークル、社会教育関係団体の育成
- 2-8-2学習成果の発表の場の充実
- 2-8-3学習指導者の養成

施策3 市民の学びを支える体制づくり

体系1 生涯学習推進体制の整備

- 3-1-1生涯学習推進体制の整備

体系2 生涯学習支援の充実

- 3-2-1学習情報の収集と提供
- 3-2-2学習機会の提供

体系3 生涯学習施設の充実

長野市立図書館基本計画

- 3-3-1生涯学習センターの充実
- 3-3-2市立公民館の充実
- 3-3-3図書館の充実
- 3-3-4博物館その他生涯学習施設の充実

体系4 地域活動への支援

- 3-4-1地域活動への支援

体系5 家庭・地域・学校の連携・協働による教育力の向上

- 3-5-1家庭の教育力の向上
- 3-5-2地域の教育力の向上
- 3-5-3家庭・地域・学校・事業所の連携・協働の充実

第三次生涯学習推進計画（素々案）

施策1 人生100年時代を見据えた学びの環境づくり

体系1 ライフステージと学び

乳幼児期の教育・保育の指針
高齢者福祉計画

- ライフステージに応じた学びの機会の充実
- ライフステージをつなぐ多世代の学びの機会の充実
- 多世代による学びの機会の充実

体系2 現代社会に対応した学び

高度情報化基本計画

- 高度情報化に対応する学習機会の充実
- キャリア・アップ、リカレント教育等の推進
- 持続可能な産業振興のための学習機会の充実

施策2 共に学びあう地域づくりの推進

体系1 文化芸術・生涯スポーツの振興と健康づくりの推進

文化芸術振興計画

スポーツ推進計画・**ながの健やかプラン21**

- 文化芸術の振興、文化財・伝統行事の保護と伝承
- 生涯スポーツの振興
- 保健・医療分野との協働による健康づくり講座の充実**

体系2 市民との協働によるまちづくりの推進

都市内分権推進計画

- 魅力ある街の姿を多様な市民がともに考える機会の充実
- 百年後に残したい持続可能な街のあり方を市民がともに考える機会の充実
- 地域・市民との協働による街づくりの推進

体系3 互いを認め合う豊かな社会を作るための学びの推進

男女共同参画基本計画

- 男女共同参画の推進
- 人権教育の推進
- 国際交流活動の推進
- 外国籍住民との協働的学びの推進
- 性的少数者との協働的学びの推進

体系4 安心して暮らし次世代に伝えられる社会・環境の学びの推進

環境基本計画
地域防災計画

- 環境学習の推進
- 防災学習・交通安全学習の推進
- 消費者の権利と安全のための学習の推進
- エシカル消費の学習の推進

体系5 ボランティア活動の推進と、地域との協働支援

地域福祉計画

- ボランティアの育成
- ボランティア情報の収集と提供
- ボランティア活動の活性化
- 市民との協働による社会的課題の発見

体系6 「学び」を伝え、地域に生かすための取り組みの推進

- グループ・サークル、社会教育関係団体の育成
- 学習成果の発表の場の充実
- 学習指導者の養成

体系7 家庭・地域・学校の連携・協働による教育力の向上

- 家庭の教育力の向上
- 地域の教育力の向上
- 家庭・地域・学校・事業所の連携・協働の充実

施策3 社会参画を支える体制づくり

体系1 生涯学習推進体制の整備

団体・事業所等との協働による生涯学習推進体制の整備

体系2 生涯学習支援の充実

- 学習情報の収集と提供
- 学習機会の提供

体系3 生涯学習施設の充実

長野市立図書館基本計画

- 生涯学習センターの充実
- 市立公民館・**交流センター**の充実
- 図書館の充実
- 博物館その他生涯学習施設の充実

体系4 地域活動への支援

- 地域活動への支援